

牙を抜かれた対日制裁の発動

——ミュンヘン会談の陰影に覆われた連盟理事会議長報告——

海野芳郎

まえがき

外務省外交史料館所蔵の日中戦争関係復活記録〔1〕の中に、「孔祥熙ヨリ巴里支那大使宛」とし、「次期国際連盟会議ニ対スル支那ノ企図ニ関スル件」と題する史料があり、中国行政院副院長兼財政部長孔祥熙から時に駐仏大使であり国際連盟理事であった顧維鈞に出された訓令で、日付は見当たらないが内容からして多分国際連盟定期総会を控えた一九三八年九月上旬と推定される。連盟大会は勿論国際連盟総会の意味であろう。

- 一 連盟大会ニ対スル支那ノ最大目的ハ各国ノ經濟援助ノ促進助成ニアリ
- 二 主眼ヲ英仏等大国ニ置く、小国ニ対シテハ過分ノ要求ヲナスベカラズ
- 三 対外的ニ連盟ノ名ヲ以テセバ各国トシテモ対策容易ナリ、英ハ一ヶ月前我ト借款契約ノ意向アリシモ他ノ国々ガ合流セザリシ為實現ヲ見ルニ至ラズ、目下貨物借款ノ商議進行中ナルモ貨物借款ハ急場ノ用ニ立タズ、英側ハ光二二〇〇〇万磅ノ借款交渉アリタル程ナルヲ以テ今次連盟大会ノ機会ハ此ノ実行ニ最モ好都合ナリト認ム

全力ヲ傾倒シテ本問題ヲ善処セラレタシ

尚特ニ英、仏、蘇、白代表ト切実ニ商議セラルレバ好都合ナリ

四 出来得レバ會議前充分相談シ置キ經濟援助ノ具體的實現ヲ容易ナラシムル方策ヲ取ラレタシ

そのいわんとするところは明瞭で、各国の中国への經濟援助の促進助成が連盟總會に對する最大の狙いであること、小国に對しては過分の要求はせず主眼を英仏等の大国におき、とくにイギリスとの借款交渉の現状を指摘して、目下進行中の商業借款は急場の用に立たずできれば政治借款が望ましく、今次連盟總會こそその実行の好機であること、とくにイギリス、フランス、ソ連、ベルギーの各代表と密着交渉できれば好都合であると指示している（光は周龍光もしくは甘乃光か？）。実は日中戦争勃発以後顧維鈞は機会あることに對日制裁の発動を狙って國際連盟に對し連盟規約十七条の適用を要求し、この時期にも實際に同条をもつて提訴したものの、この十七条援用については右の文書は全く触れていない。恐らく孔祥熙からの指令と前後して外交部から急きよ提訴するよう訓令をうけたと思われる。こうした訓令を顧維鈞は現実にどのように処理したか、國際連盟はいかなる環境下にこれにどう対

処しそして一方の当事国日本はどのような反応を示したか等の問題を、連盟内の問題処理の過程に主として従前の英中間における援助要請をめぐる駆引きを絡めながら狙上の材料にしたい。しかもその間世界の視線を釘付けにしていたミュンヘン会談に至る屈折した欧州情勢が、その複雑微妙な光をジュネーブに投影させていたことも看過できない問題であった。

中国が国際連盟に日中紛争の警鐘を鳴らしたのは、盧溝橋事件勃発から二カ月余、華北から戦火が華中に類焼後の一九三七年九月一二日であった。時に中国は満州事変当時とは比較にならぬ危機感をもったことは確かである。かつて特殊地域とみられた中国東北部から舞台は一転して中国本土に移っており、日中双方の局地解決の努力に反して華北から中央機関の存在する華中に対し、しかも国際都市として自他共に許した上海を延焼中で、そこに止まる保証もなかった。しかも紛争処理を狙って中国が提訴した当の国際連盟の実状は、六年前とはまさに隔世の感があつた。

一九三〇年代の激動期を体験する国際連盟は多発する諸事件の重荷に堪えかね、ひたすら期待を集めた二〇年代の躍進ぶりとは対照的に徐々にではあるが勢望ともに衰退の運命をたどつてゆく。その三〇年代早々にまず東アジアに突発した満州事変では紛争調停をめぐる見解の相違によって、一九三三年三月日本が連盟を脱退したが、同年すでにナチ政権を誕生させていたドイツも連盟主催のジュネーブ軍縮本会議にその軍備平等権を要求して入れられず、不満を抱いたまま一〇月に同会議から脱退し続いて国際連盟にも脱退を通告した。こうした常任理事国のあいつぐ離反により国際連盟の屋台骨が極度に細つたことは確かである。翌三四年九月連盟始動以来事毎に疎外していたソ連を常任理事国として迎えその補強に成功するかにみえたが、翌三五年三月のドイツの再軍備宣言によるヴェ

ルサイユ体制への挑戦、さらには三六年三月のドイツ軍のラインラント非武装地帯進駐によるロカルノ体制粉碎にも、ただ警告の空砲を鳴らすのみで実効的な対応をなしえず、いたずらに不法な既成事実の積み重ねを黙認したにすぎなかった。

そして一九三五年一〇月に突如国境線を越えイタリア軍がエチオピアに侵入してまき起した東アフリカの戦塵の処理では国際連盟は完全にその威信を失墜させていた。連盟案出の直接間接の各種和平案も焼け石に水であり悪名高いホアー・ラヴァル案に至ってはその評判を傷つけることおびただしく、万策尽きた連盟はついに連盟規約違反をイタリアに認定し、伝家の宝刀を抜き放ち経済制裁の発動に踏み込んだものの、起死回生の妙策とはならず逆に衰運への転落を一層速めたにすぎなかった。その経済制裁は、殆どの連盟国を網羅し非連盟国にもこれを通知した上で制裁項目を四種類に分類して統制委員会がこれを実行管理し、経済的にイタリアを追い詰めついに継戦不能に陥らしめるはずであった。だがイタリアの戦力にとりわけ決定的なダメージを加えられる石油、鉄鋼、石炭等の重要物資が制裁項目から欠落していた。事の重大さに気づき慌てて石油の禁輸を検討することとなって数カ月後時すでにエチオピアの運命は決していた。これよりも早くエチオピアの首都アジス・アベバが陥落し、その直後エチオピアの併合をイタリアが宣言したのである。時にイギリスの蔵相であったチェンバレン (Chamberlain, A. Neville) から「真夏の狂乱」と批評されこれ以上継続の意味がなくなった経済制裁をやむなく解除にもちこんだ国際連盟には、集団安全保障の試策の中で有効な対応ができなかった反省を踏まえて以後その内部に改革運動が起こり、「国際連盟規約の諸原則適用に関する委員会」(いわゆる二八人委員会) を設置し改革の諸問題⁽²⁾を検討しながら経済的文化的機関への脱皮を試行するに至る。

連盟史上初の経済制裁であったが、犠牲者のエチオピアをみすみす見殺しにしたことは、そのまま連盟の政治的結合力の瓦解と権威の失墜につながった。経済制裁の撤廃直後スペイン領モロッコに発生しイベリア半島を燃焼し始めた戦乱にはもう手をつけるすべもなかった。スペイン共和政府に対する軍部の反乱であり正当政府に対する救援が当然に試行さるべきであったのに英仏両国はそれを実行せず、両派に対する不干渉政策を標榜して二十七方国からなる不干渉委員会を開催し問題を検討した。その間独伊側の武器、兵員の一方面的援助によって事態は次第にフランコ軍の有利に展開し、この独伊側の干渉を共和派が必死に訴えた連盟諸機関も、不干渉委員会構成のメンバーとはほぼ同じ顔触れとあつては期待できる対応は望みうべくもなかった。ここでもまた国際連盟は犠牲台にスペインの共和派を立たせたのである。

これより一年後舞台は東アジアの中国本土においてしかも戦火が華中に燃え移ろうとした矢先、意を決した中国が提訴に踏み切った折の国際連盟の命運は、さながら日が西に傾きやがて第二次大戦という暗い夜のとばりを迎える直前の夕日の残照にも似ていた。

第一章 中国側提訴以後の情勢と二月理事会決議

中国外交部が顧維鈞に国際連盟提訴を命じたのが連盟規約十、十一条と問題の十七条であった。十、十一条は各連盟国の領土保全と政治的独立を尊重し、外部の侵略に対しこれを擁護すること、危険のある場合は理事会の注意

を喚起すると規定しており、満州事変提訴の折も援用されたが、規約十七条は連盟国と非連盟国間または非連盟国相互の紛争解決を意図したもので、その適用は連盟国たる中国と、脱退後四年を経た非連盟国日本との紛争を審査するためであった。だが同条には意外な方向も用意されていた。十七条援用のため連盟側が会議招請を行ない（七条一項）、これを当の非連盟国が拒絶した場合必然的に十六条の制裁規定に直結し（七条三項）同条項が実行可能になることが問題であった。それに十六条援用にはイタリア経済制裁の実施とその挫折というごく最近の苦渋に満ちた記憶が大多数の連盟国になお尖锐に残っていたし、制裁のため相当な勢力を東アジアに割くのは、何よりも複雑微妙な欧州情勢から許されることではなかった。

こうした背景ゆえに最終的には対日制裁の発動に走るといふ中国側の筋書きを、国際連盟がストレートに受け入れるわけにはいかず、イギリスのイーデン (Eden, R. Anthony)、フランスのデルボス (Delbos, Yvons) 両外相は十七条を提訴しないよう説得するかたわら連盟理事会は九月一六日、型通り満州事変討議の際に作られ、日中問題処理を専任とした極東問題諮問委員会にまず付託する。同委員会は日本軍の中国無防備都市爆撃に対する非難決議とともに報告と決議を作成して総会に回付、一〇月六日総会はこれを採択した。その要旨は、日本の中国に対する行動をもって不戦条約、九国条約違反であると、そこで九国条約締約国会議を開催して紛争解決を計るべきだとし、中国に対してはとりあえずは精神的支持を与え、かつ各個において中国に対する可能な援助を考慮すべきだとの線をうち出したものであった。

右総会決議に基づき、一月三日ブリュッセルで九国条約会議が開催³されたが、早くも連盟の主催から英米両国の共同斡旋という性格を浮き彫りにした。紛争当事国たる日本には二度にわたり出席の招請がなされたが、当然予

想されたごとく、その対応はいずれも拒絶であった。そこで中国代表顧維鈞は対日制裁決議またはこれに近い強硬決議を要求したが、積極的にこれに反応する国は皆無で、いずれも主導権をとることは避けながらアメリカの出力を注目していた。⁽⁴⁾ イギリス当局の検討では、アメリカを含む影響力の大きい数国が協力して経済制裁を実施すれば効果ありとの結論を出したが、肝心のアメリカはその中立法の存在と議会の孤立派の影響で思い切った抑制策を工夫できず、⁽⁵⁾ アメリカ代表ノーマン・デービス (Davis, Norman H.) は制裁措置を案出して英側の賛同は得たものの、日本側攻撃の矢面に立たされるばかりか、その制裁国の一国あるいは複数も攻撃される恐れもあると危惧する⁽⁶⁾ 本国の承認をついに得られず、ブリュッセル会議は一月二四日、最後に会議の事業と日中当事国および会議参加国の意見をそれぞれ記載した報告書をまとめて無期休会に入った。

右のブリュッセル会議につき駐日英大使クレイギー (Craigie, Robert L.) は、会議が日中紛争に直接関係のない九国条約の七カ国に、できるだけ財政援助を中国に与えるよう要請したことは現実的な最善策であったといえるが、日本に対する限りでは従来以上に厳しい状況をつくり上げ、以後紛争の友好的調停の見通しを丸で希薄なものにしてしまったと批評した。⁽⁷⁾

ブリュッセル会議にもっとも失望したのは中国であるが、その中国は対日戦を一刻も早く終結させたい気持の一方では、やはり英米仏ソ等の強国がもっと積極的に紛争に対応するよう彼等から何らかの言質をとりつけ、できれば実際に軍事資材の提供、財政援助の供与を確保する一方、右四国の陸海武力によるデモンストレーションを実現させ、日本には軍事資材と信用を固く拒否するよう確約もとりにつけた⁽⁸⁾ かった。

他方枢軸側はますます団結強化と存在誇示に努めていた。一月六日イタリヤは前年に結ばれた日独防共協定に

参加するとともに、ブリュッセル会議中は欠席した日本を公然と弁護して関係国を憤慨させ、さらに日独兩國の先例にならつて一二月一日国際連盟に脱退を通告した。一方日本も独伊に続いてフランコ政権をスペインの正当政府と認定し、そしてドイツは一九三八年五月満州国を承認し、ドイツ人軍事顧問団の中国からの引き揚げを決定しながら防共協定の軍事同盟への強化を狙つた対日交渉も進めていく。

その間中国戦線では重大な変化が起つていた。日中戦争最大の激戦地といわれた上海戦であつたが、一月初めの日本軍の増援で彼我の均衡が破れ、勢に乗じた日本軍はそのまま追撃戦に移り一二月一三日早くも南京を占領する。この時期日本軍と第三国権益の衝突もまた目立ち始め、一二月二日日本の地上軍は英艦レディ・バード号とビー号を砲撃し、水兵を殺傷させたレディ・バード号事件が、また遅れて日本海軍機が米砲艦パネー号を撃沈しタシカー三隻を爆撃するパネー号事件も発生した。

日本軍のこの攻撃は早くも宥和政策を展開し始めた欧州とは対照的に東アジアにはいぜん妥協を認めなかつたイギリスを強く刺激した。イーデンは直ちに対日強硬措置をとるようアメリカに打診し、場合によっては共同で海軍幕僚会議を開く用意ありと伝えた。アメリカでもレーヒー (Leahy, William D.) 海軍作戦部長やノーマン・デービス等強硬政策の採用に賛成する向きもあり、時に対日封鎖のためアリュエシヤン列島から香港までの両国巡洋艦の共同パトロール案も考案されたという。だが日本側の意外に早い謝罪表明にその態度を軟化させたアメリカが、その対日通告で特別行動をとる意志のないことを伝えため、大がかりな両国海軍力の誇示こそ抑制効果ありと信じていたイギリスにはいかにも後味の悪い結末となつた。⁽¹⁰⁾

在華ドイツ大使トラウトマン (Trautmann, Osker P.) を通ずる和平交渉も、南京陥落・国民政府の武漢移転後は、

仲介者のドイツもこれでは到底成功しないと批評した程の日本側の加重条件に、その前途をますます厳しくしていた。あいまいな中国側の遷延的態度について期限付き承認を強要した後、一九三八年一月一六日和平交渉の打ち切りと「国民政府を対手とせず」声明を発表した近衛内閣は、以後国民政府に代わる新興政権の育成に努め、南京陥落後王克敏等を中心に北平に臨時政府を樹立させ、翌年三月には南京に維新政府を成立させた。⁽¹¹⁾

ブリュッセル会議の末期中国はイギリスに対し、弾薬その他の物資の援助を訴えていたが、一月二九日には具体的な数字を含む要請となった。一千機の航空機と小銃五〇万挺、機関銃六万挺と大量の弾薬その他と、こうした兵器購入融資のための一億ポンドの借款である。⁽¹²⁾だがこの中国の要請はイギリス当局をして中国の抗戦努力を支持することがイギリスの利益としながらも、他方では「日本とともに中国を第一級の列におくことになる」のを恐れ、借款の申込みには反対するというジレンマに陥入らせた。⁽¹³⁾イギリス外務省は前者に関連してのみ反応し、即時購入を可能とする少量の武器に関する情報を中国に送る一方では、陸、空軍両省に剰余武器の検討を要請した。⁽¹⁴⁾

こえて一月四日、さらに中国はその通貨維持のための三千万ポンドの借款を要請し、さらに一〇日後ビルマから中国雲南省に至る鉄道建設融資のための信用供与と、さらに中国への物資輸送のためのビルマ内の全天候用道路をイギリスが建設するよう要請した。イギリスはビルマ内輸送路の建設には同意したものの、鉄道建設融資の方は財政的リスクが多すぎるとして拒否し、肝心の借款の供与では外務、大蔵、陸軍の三省が従来同様実施は難しいと意見一致した。⁽¹⁵⁾氣落ちした中国がその不満の矛先を向けたのが一月末の連盟理事会であった。

中国側の援助要請に対してはイギリスよりもフランスの方がさらに消極的であった。⁽¹⁶⁾中国側が絶えず要求していたインドシナ経由の物資輸送については、絶えず日本から抗議が出ているとし、親中国派でもある仏外務省のレジエ

(Leger, Alexis) 事務総長でやえ願維鈞に、仮にインドシナがその輸送路を再開するとなると日本軍は支那海の諸島を脅かす恐れすらあり、現に日本海軍は海南島を始め西沙、東沙群島に対する動きを始めたとし、日本海軍の海南島占領の暁にはインドシナの安全を脅かすばかりか南方作戦の前進基地に利用するかもしれないとし、援助のできない理由として、目の離せない欧州情勢と仏軍需産業界における生産の後進性をあげた⁽¹⁷⁾が、後に日中戦争勃発前中国から受けた軍需物資の注文についてはなるべく実行するとし、ホッチキス、シュナイダー、ブランド、ルノーの各工場につき調べることを確約した。

一月二六日から開かれた連盟理事会での願維鈞の狙いは、規約十七条の適用から十六条制裁実行への舗装化であった。勿論彼とても総括的な経済制裁の採用はなお不可能と踏んでおり、そこでせめて実行しやすく即効的な制裁として、日本の石油総需要量の四〇―四五%をアメリカが供給している現状から、米英蘭等数国の協力による対日石油の禁輸にもちこめればというのが彼の真意であった。⁽¹⁸⁾だがイーデンはすでに石油を相当程度備蓄しており、しかも海軍はなお戦闘に不参加の日本の現状からその効果の程を疑問視していた。

願維鈞の提訴をめぐって一月二八日連盟事務局でまずイーデン、デルボス、ソ連代表のリトヴィノフ (Litvinov, Maskim M.)、願維鈞四者の秘密協議が行われた。制裁の実行を求める願維鈞に対し、デルボスは気掛かりな欧州情勢が負担となつてか消極的であり、イーデンはアメリカ抜きの実行は難しいと反対し、リトヴィノフだけが中国の当然の権利として支持したが、⁽¹⁹⁾反対派の説得が成功して願維鈞は早々に制裁の要求を撤回せざるをえなかった。次に願維鈞は討議の焦点を中国への武器供給、財政援助の強化に移して各国の共同援助を要請した。これに対し英仏側は従来の個別援助を主張して譲らず、それでも一度は前回の総会決議より多少とも前進した決議案が作成され

たという。しかし好事魔多し、この秘密協議は各方面に疑惑を生み、対中国援助口約説あるいは中国との協調説等の流言がとび、はては対日策謀を企てていると推測もされ、ために一転して中国代表が攻撃される等一時ジュネーブの空気は大いに動揺し、ル・マタンその他のフランス紙の好材料となった。⁽²⁰⁾時にシヨータン(Chautemps, Camille)首相からその行過ぎを警告する訓令がデルボスに届き、フランス側から修正案が提出され、翌二九日さらに内容が薄められた決議第二案が作成された。⁽²¹⁾この第二案を中国外交部はなかなか承認せず、「第一案も悪かったが第二案はさらに成立させてはならぬ案」とする顧維鈞は、その不成立を強調したのに対し、デルボスは極東問題にイギリスが没頭すればそれだけ地中海での対仏援助は望み薄になると終始イギリス代表を抑制しており、⁽²²⁾二時間の激論の末までも顧維鈞は押し切られる恰好となった。

右第二案に対してはニュージールランドのジョルダン(Jordan, William J.)は、多数の意見を代表するかのようになり、決議案には何ら具体性はなく、前年の総会決議を越えるものではないと批評した⁽²³⁾ほか、二月二日審議の理事会で少数大国のみの秘密協議による結果には同意できないとポーランドは棄権した。「連盟理事國中極東におけるその地位により特殊の利害関係を有するその他の列強と協議して紛争の公正な解決に寄与すべき他の適切な手段の可能性を検討すべき一切の機会を逸せざらんことを期待する」という趣旨の決議は、ジョルダン批判の如く前年決議の範囲を出ず、特殊利害関係をもつ列強とはアメリカを引き入れるためであり、今後とも連盟によりまた九国条約により特殊利害関係間で紛争を協議してゆくという姿勢を再確認しただけの内容であった。

中国の期待を裏切った二月二日の理事会決議と以後の顧維鈞の援助要請を考慮して、さすがにイギリスではクランボーン(Cranborne, Cecil)外務次官を議長に、一月二一日関係各省の合同会議が開催された。中国援助問題で

各省が提出しこれを検討した問題の中から最後に議長が結論として指摘した問題を見ると 一、中国為替の援助では香港銀行に打診、二、ビルマにおける道路建設、三、軍事資材の政府余剰ストックの放出、四、クレジットの日本側申し込みの拒否、五、陸海空三省の将来の援助可能性に関する全面的検討等⁽²⁵⁾があった。しかし二回目の合同会議はついに開かれず、その後融資とビルマにおける道路建設は、大蔵省とビルマ省がそれぞれ処理することになったが、余剰軍事資材についてはやがて克蘭ボーンの後任となったバトラー (Butler, Richard A.) 次官が四月八日これ以上検討しないと打ち切ってしまった。⁽²⁶⁾

その頃中欧では、ようやくナチス・ドイツがその仮面を脱ぎすてて、欲望をむき出しにし始めた。一九三七年一〇月自党と国防軍首脳を総統官邸に集めたヒトラーは、その抱懐する対外積極活動の指針を明確にした。はしなくも副官ホスバッハ (Hosbach, Friedrich) の覚書で判明する対東方進出策であるが、翌年一月末その第一目標たるオーストリアに対し、第一段計画たるタインファルト・シュトラッセ計画が発動された。オーストリア・ナチ党本部の建物に踏み込んだウイーン警察は、そこにナチスの陰謀を示す秘密文書——まずオーストリア内部に紛争と混乱をひき起こし、これを解決するため外部より軍隊導入を余儀なくさせる (間接侵略)——を発見する。こえて二月ヒトラーは国防軍と政府の大幅な人事の交替を断行して反対派を一掃し、自ら国防軍の実権を掌握した。前年秋に明確にした東進政策実行への布石であった。イギリスではチェンバレン首相から疎外されていたイーデンが二〇日ついに外相辞任に追いこまれ、前年秋枢密院議長として訪独しドイツ首脳と中欧問題を話し合ったハリファックス (Halifax, Edward F.L.W.) がその後任に就任したが、以後のチェンバレン—ハリファックスの宥和政策は、独伊への傾斜をいよいよ深める一方では連盟に対しとかく回避的な姿勢をのぞかせていく。⁽²⁷⁾

第二章 中国の援助要請とイギリスの対応

三月一五日駐英大使郭泰祺は新たにイギリスに、中国政府の独占下にあったタンクステン、アンチモニーを担保とする二千万ポンドの借款を申し入れた。⁽²⁸⁾ 戦争開始以来外貨の保有にかけりがあり、また華北の臨時政府が発行した連銀券に対抗する意味で武漢政府は為替比率の変更を実施したものの、資金の海外逃避はある程度防止できたが、かえって為替市場が混乱するという中国の国内事情があった。こうした事情をいち早く察知したサイモン (Simon, John) 蔵相は、政府保障は望ましくなく、しかしこの種の保障金がなければ中国は多分ロンドン市場で資金を調達できないと判断した。⁽²⁹⁾ ただシタンクステンはドイツ側の入手を何としても阻止しなければならぬ。そこで四月五日チェンバレンに対しタンクステンをイギリスが購入しその収入で返済にあてる商業借款には賛成であること、同時に中国の為替支持にもつながると通知した。⁽³⁰⁾ しかしこの段階では問題はなお大蔵省が検討中というわけで、高レベルでの審議は延期された。

この三月末中国軍は山東省南部の台児荘で、日本軍二支隊に損害を与えて撃退し初の勝利と大いに士気が上がった。これに対し日本は中国軍主力に打撃を与えるべく、華中、華北の六〇師団をもつて徐州作戦を実施し、決戦を避け中国軍主力が早々と撤退した徐州を五月二〇日に占領する。

四月二四日蒋介石はイギリスのクラーク・カー (Clark Kerr Archibald) 大使に、もつと積極的に中国を援助するよう要請し、同時にソ連はすでにかんりの援助を行っており、フランスも一〇〇万ポンドの鉄道クレジットに同

意した事実も指摘した。こうした要請の後で彼は三度目の提訴をジュネーブに行うとイギリスに圧力をかけた。

クラーク・カーもそうだがイギリス外務省は、中国援助に賛成する旨、中国側抗戦が長引けばいよいよ日本は膠着状態に陥り、そこで五月九日ハリファックスは中国援助に賛成する旨、中国側抗戦が長引けばいよいよ日本は膠着状態に陥り、そこで英米側が有効に干渉でき、しかもイギリスの立場も擁護できるとの書簡をサイモンに送った。⁽³¹⁾だがクレギーの立場はこの上司の意見とは全く違っていた。イギリスの中国援助は対日紛争に発展しかねず、その場合イギリスの在華権益擁護の希望はすべて消失する恐れもあり、ひいては日本をドイツ側に追いやり、欧州におけるイギリスの防衛的立場にも影響しようかと警告した。激怒したハリファックスは「クレギーはわれわれに中国を日本が打倒するまで傍観しているというのか」と言及した⁽³²⁾という。

五月九日から開催された連盟理事会で、顧維鈞は最近の戦闘は中国軍に有利に展開したこと、その結果日本軍は無差別爆撃や非戦闘員に対する暴行殺戮等の手段に出、最近は大規模な毒ガス使用の準備を進めているとし、従来⁽³³⁾の連盟の諸決議を具体的に実行するよう切望すると演説した。が、こうした中国側の強い期待度に反し、理事会代表となったハリファックスにイギリスは消極的な対応を示唆していた。中国援助問題では連盟決議による義務を、イギリスは香港を開放し続ける等忠実に履行してきたこと、武器弾薬の輸出に関してはわれわれ自身軍備を進める必要から不可能であるが、非政府筋からの援助は可能なこと、日本軍の毒ガス使用についてはイギリス側に何らの情報もないことを明確にされたいと⁽³⁴⁾。

五月一三日の理事会秘密会で、顧維鈞が規約十七条に基き日本に対し公式かつ集団的ボイコットを行ない、財政援助と武器援助ことに武器の輸送を、日中戦争以前の通り自由とすることを要求したに対し、目下は日本に対し高

圧的措置をとりえずとハリファックスが対抗したのは右の訓令によるもので、毒ガス使用の中国側非難に應える調査委員会の派遣もイギリスの異議で実行されず、ただ交戦国の双方に毒ガス使用を控えるよう要請した決議案が準備された。⁽³⁶⁾

その結果翌一四日採択された決議は、一、本件に関し総会および理事會が従前採択した決議に含まれる勧告を効果あらしめるため、最善を尽くすよう各連盟國に誠実に要請し、上記決議に従って中国より受くべき希望は真剣にかつ同情をもつて検討するよう要請するとともに、中国に対し日本から侵略の脅威をうけ、それ故に同國國民に加えられる苦痛にかんがみ、その独立維持と領土保全のための英雄的闘争に同情し、二、毒ガスの使用はもしこれを実行せんか、必ずや文明世界の非難を被り、また國際法により非難される戦争手段であることを想起し、かく実行できる立場にある各國政府に、入手可能な情報はすべて通報するよう要請する⁽³⁷⁾というものであった。

この五月理事會はイタリアのエチオピアに対する主權の承認、スイスの中立への完全復帰、スペイン共和派代表の訴え等の重要問題を含み、各方面に重大な関心を惹起したが、それだけに日中問題の比重が低下せられたふしがある。この点で在スイス天羽英二公使は、「今回の決議は中国側が熱心に提訴したものであり、ソ連、スペインを除く他代表はさらに熱意なし、第一項は従來のくり返し、第二項はとくに日本と指定せず一般的希望を表示したものの、ただし漸次西欧から排斥され連盟が唯一の足場となったソ連の動向は今後とも注意すべき⁽³⁸⁾」と報告した。

この間にもジュネーブ周辺の諸情勢は急激な変貌をとげていた。スペイン戦線ではフランコ軍が独伊の援助をえながら共和国軍保持の地区を二分割して、地中海沿岸までそのくさびを打ち込み、中欧では第二段計画を実行に移したヒトラーが、オーストリア首相シュシュニク (Schuschnigg, Kurt von) をベルヒテスガーテンに招いて脅迫、

最後通牒で上塗りした上で軍隊の侵入とともに三月一三日アンシュルス（独逸合併）を強行し、イタリアとの妥協を考慮したチエンバレンは四月一六日英伊協定を結び、エチオピアに対するその主権の承認と引き換えにイタリア軍のスペイン戦線からの退去を承認させた。しかも対獨合併を達成した後第二目標に転じたヒトラーは、次にチエコスロバキアのズデーテンラントにその照準を固定し、自治権拡大の声援に呼応したズデーテン・ドイツ人を援助していたが、やがてドイツ軍出動の不穏な情報もあつて十二万のチエコ軍が急きょ出動し、チエコと相互援助条約を結んでいた仏ソは勿論イギリスも一瞬緊張する、一触発の「五・二一危機」も招いた。

六月一日イギリスの外交問題内閣委員会は対中国財政援助問題を討議した。ハリファックスが外務省の中国援助への立場を明らかにした⁽³⁹⁾に対し、サイモンは中国援助はイギリスを対日紛争に巻きこむというクレギーの警告を基調において議論し、政府借款どころか中国のタンクステムもイギリスの再軍備にはそれ程重要ではなく、シテイの金融機関もせいぜい百万ポンドは捻出しようがそれでは援助にならず、クレジットも問題にならないとの意見を⁽⁴⁰⁾示し、チエンバレンはハリファックスに同情するといった空気もあつた。

会議は何らの結論を生むことなく終わつたが、中国援助をめぐる議論はその後も活発に続けられた。香港上海銀行は政府の保障がなければクレジットを認めるわけにはいかないといひ出し、その賛否をめぐつてリース・ロス（Leith-Ross, Frederick）や中国中央銀行あるいはイングラント銀行の意見も出され、六月末にチエンバレン、サイモン、ハリファックスが問題を検討したが、何らの意見一致を見ず、七月一日ハリファックスとサイモンは中国援助に関する各自の意見書を各閣僚に回覧した。前者は二千万ポンドの借款は認めるべきだとの意見で、その理由として東アジアにおけるイギリスの将来問題と結びつけ、中国援助がなされなければ中国通貨は暴落し、外国の権益

にも損害を与え、蒋介石の指導力に対する中国国民の信頼性を危うし、その抗戦力を虚脱させよう、中国が崩壊すれば日本は中国のイギリス権益を排除し、欧州に同盟国を見出してアジア全体にその膨張的野心を波及していくことになる」と強調した。これに対しサイモンは、中国援助は欧州が危機に見舞われる時に日本を激怒させる材料となる、すなわち欧州、東アジアの両域に同時発生的な敵意を醸成させる危険があるとした上、二千万ポンドの借款は戦争の流れに直接の影響を与えるものではないとの意見を示した。⁽⁴²⁾七月六日と一三日に閣議が開かれ右の相反する二文書が徹底的に討議された。こうした状況下でより困難な立場に置かれたのがハリファックスで、各方面から中国援助を要請されていたが、彼の意見をついに修正せしむるに至った原因はやはりチェコ問題を中心に危機意識をいよいよ深めていた欧州情勢であった。この百八十度の彼の意見の転換をサイモンは歓迎チェンバレンも異議なく、かくて輸出入クレディットは別としながらも財政援助には反対の決定が急速になされた。これが本稿冒頭の孔祥熙の訓令にみられる対英借款交渉の現状であった。

一時の危機は脱したものの今や完全に問題の焦点となったチェコスロバキアでは、中央政府とドイツ本国を守護神とするズデーテン・ドイツ人との間に自治権拡大をめぐる交渉が難航を重ねていた。八月始めついに双方の調停を決意したイギリスは枢相のランシマン (Runciman, Walter) をブラーハに派遣した。英政府と関係なしとの議会説明にもかかわらず、チェンバレンの意向をうけた特派であることは明らかであった。ランシマンは地方自治形式か完全自治かをめぐる双方の立場の違いを聴取し、自らは妥協案としてズデーテン地区の三行政分割案等を試作したが、有効な解決策には程遠い状況であった。

第三章 九月の定期総会を狙った中国の十七条提訴

孔祥熙の訓令に続いて今度は連盟提訴のため中国外交部が顧維鈞に伝達した「支那ノ連盟総会ニ提訴セントスル日本軍ノ行動」と題した文書を次に掲げる。九月一六日顧維鈞は連盟総会で演説し翌一七日事務総長宛書簡で他の通報とともに、日本軍侵略の実例を集めた「日本の中国侵略およびその戦争手段に関する最近の資料」と題する通報を行い各方面に回付するよう依頼しているが、これがその時の文書かあるいは少なくとも作成の基礎材料になった文書であろう。

一、日本ノ武力侵略拡大ノ事実

- (一) 日本ノ支那侵略総兵力。陸軍三十一ヶ師団以上、海軍第二、第三艦隊ノ全力、飛行機五百機
- (二) 地上侵略範圍。綏遠、察哈爾、河北、山西、山東、江蘇、安徽ノ全省、河南、浙江、江西、湖北ノ各一部
- (三) 被侵略重要交通線。京滬、滬杭、津浦、平綏、同蒲、江南、匯南ノ全線 京漢、隴海ノ一部
- (四) 但シ日本ノ侵略ハ鉄道沿線ノ主要都市及ソノ付近ノミナリ
- (五) 日本ノ侵略地区内民衆殊ニ第一線後方地帯人民ノ苦痛及生活ノ脅威時ニ日本軍ハ全町村ヲ焼キ払い無辜ノ市民ノ大虐殺ヲ行ヒツツアリ
- (六) 約三千万人ハ日本ノ占領地区ノ鄉村ヲ離レテ流亡シ約百万人ハ政府及個人ノ救済ニヨリ辛ウジテ生存シツツアリ

(七) 前期總會ニ於イテ日本ノ行動ハ合法的手段ニモ非ズ、又正当防衛ニモ非ザルコトヲ決議シアリ然ルニ日本

ノ無暴ナル侵略ハ一層継続セラレ支那ノ心臓部ニ迄拡大シ支那民衆ノ苦痛ハ漸次莫大トナレリ

まず日本軍の陸海空総兵力とその武力拡大の結果に伴なう侵略範囲および侵略された各主要交通線に言及しつつ、だがそれは「点と線」の侵略に過ぎないと明示するとともに、同時に発生した日本軍侵略地域内の中国民衆に対する虐待と、その結果としての三千万流民の出現に触れ、最後に前回總會の決議にもかかわらずその後の日本軍の侵略行為は一層継続され、中国心臓部まで拡大していることを指摘して、暗に中国への消極的な支援を攻撃したものであった。

次に「戦闘行動」として、日本軍の無軌道、無差別な行為を強調した。

二、日本ノ戦闘行動

(一) 日本ハアラユル文明国政府人民ノ非難ニモ拘ラス対支戦闘ヲ継続シ今尚之ヲ為シツツアリ

(二) 戦線ヨリ遙カ後方ノ無辜ノ市民ヲ空襲セリ、支那航空委員会調査ニ依レバ一九三七年八月以来一九三八年五月迄全国無防備都市被爆ハ二、二〇四回、市民(婦女子ノ比率大ナリ)死者一、四八二、負傷一三、三一九、倒壊家屋九二、〇八七戸ナリ、広東、汕東、武漢三鎮ノ爆撃セラルルヤ毎回毎ニ数百ヨリ数千ノ死者ヲ算ス

(三) 日本ハ故意ニ水道、電力等公共文化施設ヲ爆撃セリ、南京陥落数ヶ月前同市ノ水道、電力ハ甚ダシキ損壞ヲ受ケタリ、今ヤ日本ハ更ニ漢口ノ水道、武昌ノ湖北省政府建ヲ爆撃セントシツツアリ

(四) 尚日本ハ殊更ニ文化機関ノ中心ヲ襲フントノ政策ヲ用イアリ南京ノ中央大学ハ昨年再三爆撃セラレ、武漢

大学及長沙ノ清華大学ハ四月一〇日ニ武昌ノ中華大学八月一日ニ広東ノ中山、嶺南大学モ夫々空襲ヲ受ケタリ、ソノ他有名校ニシテ損傷ヲ受ケタルモノ多数ナリ

(五) 教会病院モ亦爆撃ノ目標トナリツツアリ上海ノ教会、文化機関ヲ襲ヒタルヲ最初トシ惠州ノセヴンス、ディアドヴェンティスト教会病院、江蘇海州ノ米長老教会、福州ノ米教会、清遠（広東省）ノ独教会、広東ノ仏ドウメン病院、最近ニテハ広東、北京、貴地ノ修道院、湖北省ノセヴンス、ディアドヴェンティスト療養所、武昌ノ省立病院、漢陽ノ孤兒院等アリ

(六) 日本ハ又支那軍ニ対シ有毒瓦斯ヲ使用セリ、タルボットノ試験報告ニ依レバ

- (イ) 馬当防衛ノ支那兵ハ多数イペリットニ犯サレタリ、此ノ時以来日本軍ノ毒瓦斯使用左ノ如シ
- (ロ) 潜山付近ニテ 八月一七日
- ハ ヌ ヌ 八月一八日
- (二) 九江西方ニテ 八月一四日、二一日
- (ホ) 瑞昌西方ニテ 八月二二日
- (ヘ) ヌ 北方ニテ 八月二三日

右の史料は連盟の諸会議で中国側を有利に導くため事実と数字その他で多少とも宣伝的効果を狙った部分はあるとしても、そのおよその動向は肯定できると思われる。それにしても最大に訴えるべき南京虐殺事件⁽⁴³⁾が含まれていないのは、武漢政府にとってなお情報を入手できる段階ではなかったのであるうか。日本軍の毒ガス使用の例は七月初めの馬当戦線を皮切りに八月に多発しているが、これが事実であるとすれば、武漢作戦にしばしば使い出し

たことは明らかだ。なおこの毒ガス情報はアメリカ代表部にも通告されていた。⁽⁴⁴⁾

孔祥熙からの訓令でも明らかのように、九月は連盟理事会が九日、総会が一二日に開催されるので、中国にとりかねての狙いを実現できるまたとない好機であった。アメリカ側にも八日連盟常駐代表胡世沢から中国代表部はすでに十七条適用を提訴するよう訓令をうけ、関係国の説得にもかかわらず今度こそ実行する決心をしたと通知した。⁽⁴⁵⁾ この総会にソ連はリトヴィノフ以下在欧大公使級を含む大規模な代表団を派遣、英仏伊の新聞記者も目立って多いが、問題の英仏、ベルギー、ポーランドの外相級はまだ来券せず、⁽⁴⁶⁾ 顧維鈞はジュネーブ出発前、十七条適用による連盟提訴への感触につき仏外務省のレジエ事務総長と、また到着後はイギリスのバトラー次官と十分話し合った。前者はフランス側がいかにも気乗り薄であることを示した⁽⁴⁷⁾、後者とは激しい意見の交換の後とげとげしい非難の応酬になったという。昨春秋と当年一月にはイーデンとデルボスが懸命に説得し、五月にはハリファックスが説得していた、⁽⁴⁸⁾ 関係国にとつて極めて厄介な同条の提訴を差し控えるよう、今度はバトラーが説得にかかったのである。顧維鈞はそのメモワールに九月の連盟総会と理事会は、欧州の急変する情勢に災いされてもつとも困難かつ気落ちした環境下に関かれ、会議の空気は沈滞し暗雲が重く垂れこめてると出席者のだれもが感じていた、期待された英仏両外相は一向にジュネーブに姿を見せず、各代表団では外相代理をその代表に据えたままであったと書いた。⁽⁴⁹⁾

顧維鈞はここでもやはり、たとえ十七条適用を要求し十六条の制裁実行につながったとしても、現状での連盟の能力、欧州の複雑な情勢からして、対イタリア制裁に示された網羅的な経済制裁はとも無理であろうし、できれば航空機の対日禁輸と石油鉄鋼の禁輸で五、六カ国が結束すれば可能だとした上で英仏ベルギー等の財政援助に言及している。⁽⁵⁰⁾ これに対しバトラーは数国だけの実行も容易でないこと、何よりも問題はアメリカの出方にかかつて

いと反論した。

九月一日に十七条適用を正式に提訴した後、顧維鈞がその即時適用と中国への財政的物質的支援を要請したのは一日の総会席上であつた。この時彼はさらに武器弾薬、航空機、石油その他金融クレジットの対日禁輸、日本軍の毒ガス使用、無防備都市爆撃阻止のための措置を訴え、各戦場での状況視察のための中立国オブザーバーの派遣も要請した。⁽⁵¹⁾この十七条適用の中国側要求は、英仏側からより一層の援助を引出すための取引材料もしくは中国内部に漸増する反連盟感情を抑制するための措置（某連盟事務局員談）⁽⁵³⁾とも見られていた。

この中国側提訴をとり上げたのは連盟総会ではなく、予定を変更して開かれた九月一九日の理事会である。⁽⁵⁴⁾関係国の説得が功を奏さなかつた以上、いずれかの連盟機関がとり上げざるをえなかつたが、理事会がとり上げたのはやはり消極派の意図が強く反映したためであろう。顧維鈞が提訴理由を説明した後、まず出席はすまいと大方がいらんでいたその日本を招請することが何らの反対もなく決定された。⁽⁵⁵⁾もし日本が受諾すれば、連盟国と同一の権利義務をもつて討議に参加しなければならぬが、これを拒否すると日本は戦争に訴えたと正式に認定され、十六条制裁措置をともに受ける羽目に陥るわけであつた。⁽⁵⁶⁾しかし当の日本は、すでに十七条の提訴から十六条制裁に通ずる連盟内の可能性を次ぎのように多少とも楽観的に計算していた。⁽⁵⁷⁾

まず各連盟国の動向を考慮すれば、すでに完全中立復帰を認められたスイスと、チリに続き連盟脱退を通告したサルバドル、ベネズエラの二国は例外としても、対伊制裁失敗後その制裁効果への疑惑をいよいよ深めてきた十六条を、義務規定よりも任意規定と解釈し始めたベルギー、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィランド等の諸国、とくにスカンジナビア三国は極東には関係が薄いととしてブリュッセル会議でも棄権しており、

近く代表部廢止を決定しているポーランドやその他バルト三国あるいはメキシコ、ボリビアを除く中南米諸国も氣乗り薄で、イギリスはチエコ問題に忙殺され、フランスはボンクール (Paul-Boncour, J.)、エリオ (Herriot, Edouard)、ボネ (Bonnet, Georges E.) 等が中国びいきたが、イギリスに追隨している現状であり、結局制裁への道程に徹底して賛成するのは、現に中国を積極的に援助し昨秋からの総会、理事会その他でも中国を強力に支持したソ連と、これと歩調を一にするスペイン (共和派) 代表であろうが、対イタリア制裁失敗後一般に制裁条項の無力化が信じられている時「どれ程の連盟国が賛成するか頗る疑問」であり「態度明瞭な二、三カ国を除き英仏の動きに応じて態度を決定するのが連盟各国の実状である」と多分にたかをくくっていた面がある。また連盟の過去の実績、実力からすると、連盟が唯一実施した制裁例は対イタリア経済制裁だが、その失敗自認後は制裁の無力化が信じられ、規約の精神に違反する独逸合併にも袖手傍觀し、ズデーテン問題もとり上げず、その性格は単に文化的、技術的協力機関に墮している。そこでこうした実情を顧みず連盟側が今回規約十七条を適用するに至ったのは了解に苦しむところ、「寧ろ意外ノ感ヲ与」え「我方ニ対スル精神的威嚇ニ用ウル意ナリヤ」、中国側の眞の腹は対蔣援助にあると噂される点から「經濟援助ヲ持出サルルヲ一時回避スル手段トシテ同意シタ」⁽⁵⁸⁾か。いずれにしても「真劍二十六条ニ持行クコトヲ考ヘツツ同意シタリトハ想像シ得ズ」、「第十六条ガ適用サレルヨウナ事態ハヨモヤナルマイト思ハレルノデゴザイマス、支那ハコレヲ口実トシテ連盟国ヨリ經濟的財政的援助ヲ得ントシテオルノデハアルマイカト察セラレマス」⁽⁵⁹⁾、そこで「右招請ニ対シテハ取合ワズ黙殺スルモ然ルベキカト存ゼラル」⁽⁶⁰⁾との意見も伝えられた。これに関連し駐日大使グルー (Grew, Joseph C.) も、日本は招請を拒絶しても制裁は実施されないだろうし、今回の連盟側の措置は主として中国を宥めるためのジエスチャーと考へているようだ⁽⁶¹⁾と國務省に報告した。かくて連盟

側の招請に対し九月二二日宇垣外相は拒絶の回答を行ったが、その理由は「しばしば言明した如く連盟規約の予見する如き方法では公正妥当な解決を見出し得ず⁽⁶²⁾」とするものであった。

時にズデーテン問題では、ランシマンの調停案も成功せず、このまま捨ててはおけずとついにチェンバレン自らが乗り出す決意をし、九月一五日ベルヒテスガーテンにヒトラーを訪問した(ベルヒテスガーテン会談)。両首脳が同意した案をチェンバレンが帰英後他の閣僚とフランス側の承認をえた後、チェコ側に同意を強要したのは、ズデーテン地区のドイツへの譲渡と残るチェコの新国境線の国際保障案であった。その結果をもつて九月二二日ゴードスベルグを訪問したチェンバレンにヒトラーはそれではもはや役に立たずと問題の地区の即時割譲を要求し、その割譲地域と住民投票により決定される部分の色分け地図も添えられた(ゴードスベルグ会談)。こうした最後通牒にも等しいドイツ案をめぐってさらに英仏独三国の折衝と調停を求めてのムッソリニ(Mussolini, Benito)への親電という経過を経て、ついに二九日午前英仏独伊四巨頭がミュンヘンで会談することになった。

第四章 極度に薄められた制裁効果と日本の対応

日本側の出席拒絶の回答により、中国側が狙っていた制裁規定の十六条に直接に移行できるはずであった。しかし九月二九日の理事会は制裁の発動こそ認定したものの、それは共同形式ではなく各個に実施するとし、しかも理事会決議によらずさらに効果の薄い議長報告にしたのは何故かの疑問が残る。その謎解きは顧維鈞メモランダムに

よれば九月二六日⁽⁶³⁾にあった。この日部分的ながら二年越しの規約改正問題を討議する総会と、常設司法裁判所判事を選出する理事会が同時に開かれた。そこで中国代表团では手分けして顧維鈞は前者に、総会よりも比重が軽いとみた後者には郭泰祺が出席した。しかし会議途中で顧維鈞に耳打ちされたのは、理事会席上郭泰祺が思わぬ発言をしてしまったという。急きよ理事会議場に赴いた顧維鈞に判明したことは、英仏ソ三国がもつと積極的に中国援助を進めてくれるなら、必ずしも十六条適用を固執しない旨を彼が明言してしまったという事実であった。郭泰祺としては本国（孔祥熙）からの訓令を文字通り理解しそのままを伝えた積りであろうが、顧維鈞にしてみれば中国側の最後の切り札までさらけ出されたわけである。しかも中国側のこの矛盾をいち速くつけたのがバトラード、顧維鈞との間に辛らつな論戦に発展し中国側の支援にリトヴィノフも総会から駆り出されたが、理事会の空気を逆転させるには至らなかつた。

中国側としてはしかし各国理事と、とりわけバトラードとは何としても意見調整を計る必要があつた。顧維鈞はやむなく本国からさらに十六条適用を要求する別電が届き、これを慎重に検討した結果、現在の欧州の危機的情勢（ズデーテン問題）と中国代表（郭）の声明によつて、十六条に規定された制裁措置を完全に実施することは不可能になつたと結論するに至つたこと、なお十六条実行を可能とする条件が今こそ完全に整つたという中国の基本的立場には変わりはないが、右の事情により同条の規定するすべての措置を實行するか否かは各連盟国の判断に委ねることとする、とバトラードに伝達した⁽⁶⁴⁾のである。つまり制裁は発動するがそれは各連盟国の判断に一任するとした議長報告採用の図式は、皮肉にも中国代表部の苦肉の策から生まれたわけで、バトラードもこれには勿論異議なく賛成しその支持を確約したという。

日本側の参加拒絶をうけて、理事会は翌二七日イギリス、フランス、ソ連、ギリシャからなる起草委員会を任命し、対日決議案を作成させることになった。十六条は今や適用可能となつたがしかしかきかなる方法範囲で適用するかは、中国側が妥協策を出したごとく連盟国各自の立場で決定するという方針である。⁽⁶⁵⁾しかもこれを聞いたベルギーとスウェーデンから彼らが宣言した十六条方針に沿わないと異論が出たために準備をやり直すことになり、⁽⁶⁶⁾ついに理事会決議とせず単に議長報告とする形式で妥協が成立し、九月三〇日の理事会席上提案された。

同議長報告は、昨年一〇月六日総会で採択された、日本の行動の九国条約・不戦条約違反を認定した極東問題諮問委員会報告を引用し、日本が十七条による連盟の招請を拒絶したこと、十六条適用の条件は昨年以来の総会、理事会決議により満たされていること、十六条は各国個別に適用できること、ただしこれに関しては現状では協同的行動をとりえないと述べ、なお従来決議を引用して中国援助を勧奨した。すなわち協同的行動をとりえず十六条適用は各連盟国の任意に任せること、その形式はしかも議長報告としたことで三年前に開始された対イタリア経済制裁の発動とは比較にならぬ程の効果の薄いものとなつた。日本側もまた、要するに今回の理事会報告は対イタリア経済制裁の時よりもさらに軟化したものであり、しかも実際適用の問題は総会にかけられなかつた、それは報告に記載の通りなお協同的措施をとる時期に達していないと認めたためであらうとし、⁽⁶⁷⁾「蘇連等僅少ノ例外ヲ除キ概シテ日支問題ニ深入リスルノ警戒スル風ガアリ夫ガ連盟自体ノ無力ト競合シテ……諸決議ハ實質的ニ意味ノ少ナイ反日親支ノ意志表示ニ終ツタ」と判定した。またしても英仏側の中国に対する牽制は成功し顧維鈞を歯ざりさせたのである。しかも採択にあつたのは、予想通りスウェーデン、ベルギー、あるいはラトビア等が十六条を非義務的とするとの留保が出された。

しかし現実にはジュネーブにおける顧維鈞演出の対日政策決定劇よりも、全世界の視線を強烈にとらえたのは、ミュンヘンで英仏独伊四国首脳が熱演した華麗なドラマの方であった。九月二十九日午後三時ミュンヘンのナチ党本部で開催された四国会議は肝心のチェコを含めずに前後十三時間にわたる討議の後、翌三〇日午前零時三十五分ズデーテン割譲に関する協定を成立せしめた。スケープゴートとなったチェコは憤激と失望の極に達しながらもその全面的承認を余儀なくされ、一〇月一日ドイツ軍の侵入が開始された。この震源地の激動がジュネーブにもたらした影響についてウォルタースは、ベルヒテスガーテン、ゴードスベルグからさらにミュンヘンに至る一連の欧州危機で完全に催眠術にかけられた連盟理事会は、さながら理性と意思を全く喪失した個人が慣例となった儀式を無意識に進めるかの如くに、その国際行為をただ慣習的に実行したに過ぎなかったと批評した。スペインとチェコで演じられた枢軸側の圧力をあまりにも意識した連盟国はソ連等を除いてはあえて危険な反日行為に出ようとす決意ないし準備は全くなく、⁽⁶⁹⁾ 現実にミュンヘンへの道程をたどることにより切迫した開戦の危機から必死に逃れようと覚悟を決めていた関係国政府は、連盟理事会の討議はなるべく避けるようその各代表からも十分な報告を受けていたのである。

なお欧州におけるこの不穏な事態は極東にも微妙な影響を与え、香港ではドイツ総領事が万一の場合在留ドイツ人の香港よりの退去を援助してほしいと中村豊一総領事を打診した⁽⁷⁰⁾、上海では日本軍がこれを機にフランス租界は勿論、共同租界も占領してしまうのではないかと流言も乱れた⁽⁷¹⁾が、この三〇日奇しくも日本では対中国中央機関の設立をめぐって、彼の手腕で軍部を抑えその結果次第ではイギリスの権益も擁護できるとクレイギーが信じた⁽⁷²⁾。宇垣外相が辞任し、後任の外相は近衛首相が兼摂した。

興味があるのは、対日制裁発動に関する日本側の読み⁽⁷³⁾である。現在五十三カ国の連盟国、うちすでに脱退通告を行なった四国を除いた四十九カ国の中で、制裁措置を講ずる連盟国は多分あるまいというのが日本側の総体的な⁽⁷⁴⁾思惑であるが、仮に実行に移す制裁国があるとすれば(1)事態いかんでは制裁措置に出るかもしれない諸国⁽⁷⁵⁾と(2)態度不明の国⁽⁷⁶⁾があるが、これをイタリヤの制裁例に当てはめ、一、武器の輸出禁止、二、本邦品の輸入禁止、三、対日財政制裁、と分類した場合、一の武器輸出禁止に関してはこれら制裁諸国から輸入すべき武器はなく、二の制裁国への輸入ではその総額は前年度統計によるとせいぜい総輸出額の一五%にすぎない故にそれ程の影響はなく、さらに三の財政制裁では、政府その他公共団体、法人に対する債券、株式の発行、その他信用の設定、貸付等の制裁に⁽⁷⁶⁾関しても、従来の実績にかんがみ影響は殆どないので、これら制裁国の日本に及ぼす効果は極めて微々であるとし、さらに一步を進め（現状ではそれは想像し難いとしながらも）、英仏等の大国を含む連盟国が右の一、三、の措置に出るとした場合、勿論金融、貿易、財政その他わが国民経済の全般にわたって極めて大きい影響を与えるが、その場合の対策としては、イ、第三国を利用して仲継貿易を行うことで、わが方輸出貿易を相当程度回復でき、ロ、武器輸出に対しては日本に好意を有する国を通じる程度まで輸入でき、ハ、列国のこうした措置を早急に終了させるため報復措置を講じて反省を促す、たとえば中国における列国権益や、極東における海運等を通ずる報復措置、特定原料品の不買措置等の對抗策をとり、さらにニ、国内的措置の強化も考慮する、さらに最悪の事態を想定し右列国の態度に応じアメリカが中立法を発動する場合には、一の武器輸入については、従来わが方はアメリカから相当額の武器を輸入しておりこれに代るものは考え難いので、アメリカが中立法を発動させる以前に、戦争遂行上の必要量を獲得することを政府は目下慎重に検討中であり、二の輸入禁止については中立法の、アメリカ船舶によ

る輸送の禁止と現金支払条項の適用が問題だが、現在でも日本の船舶により輸送され、代金支払も大体現金支払となっているので現状と大差はなく、三の財政制裁では中立法は国家に対する関係だけを規定しているため、個人商社による貿易決算についてはとくに支障はない、以上を考慮すれば、対日制裁の発動があつたとしても、とくに困窮をきたすのはアメリカが中立法を發動した場合の軍事物資の輸送禁止であるが、それを除けばその範囲は狭小でその影響は僅少であり、仮に英仏等の大国が経済封鎖に出る場合でも（日本の）国民が一致協力して善処する場合には困難を克服できると認定した。つまりアメリカが動かない限りそれ程の問題はなかつた。こうした前提に立つた日本は終始強硬姿勢を保つたのである。

この強氣の見通しが次の日本の態度を決定するに時間をかけなかつた。内容と形式はどうあれ今回の連盟理事會の決定は「制裁ヲ受クヘキモノトノ烙印ヲ押シタルモノ」⁽⁷⁷⁾であり、こうした決定あるを知りつつなお「支蘇側ノ宣傳場ト化シタ連盟ニ協力スルコトハ」却て「列國ノ侮ヲ招ク所以」⁽⁷⁸⁾であり、それ故に従来同様の協力關係を持続することは「國家ノ榮譽ノ上カラ見て不可能トナツタ」⁽⁷⁹⁾との基本姿勢を確認してゆく。

天羽國際會議事務局局長からアブノル事務総長になされた通告文は、日本と連盟との間に新事態が発生したと認め、連盟脱退後継続してきた「日本の連盟諸機關に対する協力」を終止すると決定した旨の通知であつた。すでに國際連盟から脱退した日本であり、脱退後もなお協力を続けてきた政治問題以外での連盟諸機關に対する協力も終止するもので、その限りでは脱退当時の切迫した緊張感には遙かに及ばなかつたが、それでも連盟諸機關への日本代表の被免ないし辭職の實行で極度に情報不足となつたせいもあつて、翌年一月の理事會で審査された連盟規約改正委員會を、各國が個別に行なう対日經濟措置を統制按配する少数國代表からなる統制委員會の設立と早合点し、⁽⁸¹⁾対

日ボイコットを訴える顧維鈞の動静を再度警戒するという焦りもあった。

あとがき

さて九月三〇日の連盟理事會が採択した議長報告に賛同した連盟國がその後どの程度に制裁措置を講じ、いかなる影響を日本に与えたかを検討することは興味があるものの、限られた余白で論ずるには問題が大きすぎる上にいかにも格好な史料が不足していることに気づく。恐らくは樂觀的に予測していた日本側の計算に近似した状況が進行了たのではないか。翌一〇月下旬にまとめられた「各國ノ態度概要⁽⁸²⁾」を見ると、直接あるいは間接に十一カ國の姿勢に触れており、日本の拒否回答で一応（問題は）片付いた（イギリス外務次官）、制裁手段をとる意向は毛頭なし（フランス外務省アジア局長）、従来の態度と何ら変化なし（オランダ外相）、制裁を実施する如きことはありえず（フィンランド外相）、今次決議に追従すべき義務なし（トルコ外務省第二部長）等との言明を引き出しており、いずれも公式声明ではないとしても大よその動向は察知できよう。

その限りでは十六条適用の法的基礎が設定された以上、今後とるべき途は關係國の対日禁輸措置にアメリカのリーダーシップを加えるという顧維鈞の構想は、ますます混迷を極める複雑な欧州問題にも影響されて事ごとに裏切られていった。⁽⁸³⁾そしてこの十六条問題でも同じ九月の連盟総會でソ連等七カ國を除く各代表がその義務性の喪失を認める傾向を強めるとともに、十六条規定は連盟規約の主要条項ではないこと、連盟の任務は違反國に対する制

裁にあるのではなくむしろともに共同利益を増進させる人道問題、社会問題、技術的問題、経済問題にありとする点が強調されていたのである。

- (1) 戦災その他で「焼失」とされていたものが、その後主管局等で関連史料が発見され、編さんの上復活した「記録」である。
- (2) 拙稿「第二次世界大戦と国際連盟」(「法政理論」第一九卷第四号)参照。
- (3) 拙稿「ブリュッセル会議への期待と幻影」(「法政理論」第二二卷第一号)参照。
- (4) The Wellington-Koo Memoir, vol. IV. Mission to France 1932-1941, 1. The Aftermath of the Brussels Conference (以下「顧維鈞メモワール」と略称)。
- (5) Foreign Relations of the United States, 1937 IV. The Far East, ハル國務長官発六〇号電
- (6) The Memoirs of Cordell Hull, vol I, p. 551.
- (7) Robert Craigie: Behind the Japanese Mask, p. 51.
- (8) 「顧維鈞メモワール」pp. 1-3.
- (9) 顧維鈞はフランス側に、ドイツ人軍事顧問団の引揚げに伴うフランス人顧問団の招聘を打診した。フランス側の回答は、現役将校ではなく退役将校なら可能とした(「顧維鈞メモワール」pp. 145-6.)。
- (10) Bradford A. Lee: Britain and the Sino-Japanese War 1937-1939, p. 90.
- (11) 以後在日、在鮮の中国公館に日本人憲兵、警察官のいやがらせが続出したとしている(「顧維鈞メモワール」p. 45.)。

- (12) Lee, p. 87.
- (13) *ibid.*
- (14) イーデン外相はジョンソン駐英アメリカ大使に、イギリスが実際に輸出できるのは小銃とある程度のルイス型機関銃で、中国の希望する航空機その他は、イギリスの再軍備の必要からできない相談だと伝えた (Foreign Relations of the United States, 1938, vol. III, The Far East. — 以下 FRUS と略称 — p. 489. ジョンソン大使発六号電)
- (15) Lee, p. 88.
- (16) 顧維鈞は、イギリスは香港經由中国への援助物資六—九万トン进行を認めているのに対し、フランスはわずかに三・五—四万トンを認めているにすぎないと抗議した (「顧維鈞メモワール」p. 109.)
- (17) 「顧維鈞メモワール」p. 74.
- (18) *ibid.*, pp. 55—6.
- (19) FRUS, p. 481. 在ジュネーブバックネル発一八号電
- (20) 顧維鈞によると、パリに戻って読んだ一月三〇日、二月一日付ル・マタン紙は、中国代表团とりわけ顧維鈞に対し、その援助要請の中でフランスをジャボの集団と攻撃したとし、顧維鈞とリトヴィノフを指してフランスを極東の戦争にまきこもうとする陰險な策謀家だと悪評していたという (「顧維鈞メモワール」p. 65.)。
- (21) デルボスは「木登りの悪童 (日本) をゆさぶって動揺させることにならないか、たくましい仲間 (アメリカ) がいれば別に問題はないのだが」と神経を使っていたという (FRUS, pp. 491—3. バックネル発一八号電)。
- (22) FRUS, pp. 498—9. バックネル発一七号電
- (23) Documents on British Foreign Policy 1919—1939, Second Series, vol. XXI, Far Eastern Affairs, 504. 文書, pp. 677—8.

(カ) DBFP 文書

- (24) FRUS, p. 494. バックネル発二〇号電。
- (25) DBFP, 517 文書 pp. 695-7.
- (26) *ibid.*
- (27) Walters, p. 768.
- (28) DBFP, 534 文書 p. 718.
- (29) *ibid.*, 535 文書 p. 719.
- (30) Lee, p. 131.
- (31) Lee, p. 132.
- (32) *ibid.*
- (33) 五月一〇日宇佐美局長代理発広田外相宛九五号電。
- (34) DBFP, 571 文書 p. 767.
- (35) 五月一四日宇佐美発一一二号電。
- (36) FRUS, p. 504. バックネル発九三号電。
- (37) FRUS, pp. 505-6. バックネル発九五号電。
- (38) 五月二二日在スイス天羽公使発六五号電。
- (39) 五月中ば、軍需産業に重要なアンチモニー、モリアデン等の鉱物を担保にクレジット供与を進めるよう、ハリファックスはサイモンに手紙を送り (DBFP, 584 文書)、なお郭と英外務省およびリース・ロス間でクレジット供与の検討が続け

られた〔顧維鈞メモワール〕p. 140.)。

- (40) Lee, p. 132.
- (41) Lee, p. 134.
- (42) Lee, p. 134. 「顧維鈞メモワール」p. 184.
- (43) 連盟関係の史料から推察される南京虐殺事件は極めて乏しいが、四月三〇日の社会問題諮問委員会で中国代表の胡世沢が、戦争犠牲者たる児童の保護を訴え、簡単ながら市民の殺戮、強姦等に触れたという(宇佐美発八一号電)。
- (44) FRUS, p. 507. バックネル発一八一号電。
- (45) *ibid.*, p. 508. バックネル発一八二号電。
- (46) 九月一〇日宇佐美発宇垣外相宛二二四号電。
- (47) 「顧維鈞メモワール」p. 229.
- (48) 「顧維鈞メモワール」p. 232. バトラーは連盟を通して問題をおし進めるよりも関係国との外交交渉を進める方が賢明とした。
- (49) *ibid.*, p. 262.
- (50) *ibid.*, p. 231.
- (51) FRUS, p. 509. バックネル発二〇五号電。
- (52) *ibid.*, バックネル発二〇二号電。
- (53) *ibid.*, p. 511. バックネル発二〇八号電。
- (54) 急きよ理事会が中国側提訴をとり上げることになったのは、熱心な顧維鈞等の運動とともに、中国の連盟脱退を予防す

る意味もあつたようだ。

- (55) 九月一九日宇佐美発二四六号電。
- (56) そうなればアメリカ側の中立法発動にも影響が出ようと中国側は計算していたようだ (FRUS, p. 511, 二〇八号電)。
- (57) 九月一三日条三「規約第十七条ト制裁条項 (第十六条 適用ニ関スル連盟各国ノ態度」
- (58) 九月二〇日「日支事変ニ対スル規約第十七条ノ適用」
- (59) 九月二一日「日支事変ト国際連盟」(上奏資料)
- (60) 九月二〇日宇佐美発二五二号電。
- (61) FRUS, p. 510. 在日グルー大使発六一〇号電。
- (62) 宇垣発アブノル事務総長宛電報。
- (63) 「顧維鈞メモワール」p. 272.
- (64) *ibid.*, p. 273.
- (65) FRUS, p. 514. バックネル発二四二号電。
- (66) *ibid.*, p. 514. バックネル発二四五号電。
- (67) 「議会用資料擬問擬答」
- (68) 一〇月二六日「外務大臣説明案」
- (69) Walters, p. 738.
- (70) 九月二九日在香港中村総領事発二二〇四号。
- (71) 一〇月三日在上海日高総領事発近衛外相宛機密三二四九号。

- (72) Craigie, p. 61.
- (73) 調書「連盟トノ協力終止ノ我經濟上ニ及ボスベキ影響」
- (74) 日本側の推定で、明らかに制裁の意思なしとするのがポーランド、オーストラリア、ペルー、アフガニスタン、ベルギー、オランダ、スイス(完全中立)、多分制裁の意思なしとしたのが、イギリス、デンマーク、リュクセンブルグ、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、カナダ、ラトビア、エストニア、ハンガリー、アイルランド、イラク、トルコ、ギリシャ、アルバニア、ユーゴスラビア、エジプト、リトアニア、ルーマニア、シヤム、フランス。
- (75) 中国(紛争相手故論外)、ソ連と、(十六条を義務規定と解釈する)メキシコ、ニュージーランド、コロンビア、イラン、(報告採択の際中国に同情した)南ア、アルゼンティン、ボリビア、ドミニカ、スペイン共和派。
- (76) ブルガリア、キューバ、エクアドル、ハイチ、インド、リベリア、ウルグアイ、バナマ、ポルトガル、チリ。
- (77) 閣議請議案「帝国ノ国際連盟トノ協力断絶ニ関スル件」
- (78) 「枢密院ニ於ケル外務大臣説明案」
- (79) 同右。
- (80) 協力断絶の方法として、政府代表を出席させた各委員会には今後代表を出さず、個人資格で協力中の者は個別的に辞職させ、事務局に勤務する者は本人の自由意思に一任し、政府はその進退を命令しないことが口頭で通知された。
- (81) 昭和一四年一月一八日柳井局長兼総領事発有田外相宛一一号電。
- (82) 昭和一三年一〇月二六日「規約十六条適用ニ対スル各国ノ態度概要」
- (83) 「顧維鈞メモワール」pp. 280-5.